

令和4年8月17日

中津川市長 青山 節児 様

中津川市個人情報保護審査会

会長 後藤 武夫

住民税非課税世帯に対する商品券給付事業の実施に伴い、対象者把握のために個人情報を目的外利用することについて（答申）

令和4年7月21日付け中総第22号諮問第2号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 当審査会の意見

審議の結果、公益上特に必要があると認めることができると判断する。

2 目的外利用に係る個人情報の項目

令和4年度住民税均等割非課税世帯情報

3 公益性があると認める理由

(1) 目的外利用をする業務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰に直面する住民税非課税世帯を支援するため生活応援商品券を給付するものであり、住民の福祉の増進を図るための事業であること。

(2) 目的外利用をする個人情報の項目が、当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められるものに限定されていること。

(3) 個人情報の目的外利用をする実施機関が、市長に限定されていること。

(4) 実施機関は、個人情報の目的外利用をするにあたって、中津川市個人情報保護条例を厳守し、適切に取り扱われるものと解されること。

(5) 以上のことから、住民税非課税世帯に対する商品券給付事業の実施に伴い、対象者把握のために個人情報を目的外利用することについては、公益上特に必要があると認めることができる。

4 審査会の処理経過

年 月 日	経過
令和4年7月21日	諮問書受理
令和4年8月17日	実施機関の説明及び審議
令和4年8月17日	答申

5 中津川市個人情報保護審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
委 員	早川 菅子	人権擁護委員
委 員	熊本 淳	中京学院大学経営学部 専任講師